

令和5年 4月 12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

本総合対策は、推進期間を令和5年度から令和9年度までの5か年とし、事業者が重点的に講ずべき措置として5つの重点項目（①呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤その他地域の実情に即した事項）が定められました。

上記重点事項の①～⑤は、第9次粉じん障害防止総合対策に引き続き重点事項として定められていますが、第9次粉じん障害防止総合対策で重点事項であった「屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策」については、平成26年7月の粉じん障害防止規則改正から約8年が経過し、当該改正事項について一定程度周知されものと考えられることから、全国斉一的な対策を行うのではなく、地域の実情に即し、必要な局において所要の取組を行わせる観点から、第10次粉じん障害防止総合対策では重点事項⑤「その他地域の実情に即した事項」に集約されています。

つきましては、貴会におかれましても、本通知の趣旨を御理解いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

※事務局：地域医療1課（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）